

## 大館市木育インストラクターエプロン配布要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木育インストラクターによる木育活動や自然体験活動などの普及啓発活動の支援を目的に、次条各号の配布対象者に木育インストラクターエプロンを配布することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(配布対象者)

第2条 木育インストラクターエプロンの配布対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大館市が主催する木育インストラクター養成講座を受講した者
- (2) 国、県及び公共的団体等が主催する木育インストラクター養成講座を自主的に受講した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(木育インストラクターエプロン)

第3条 木育インストラクターエプロンは、大館市が製作するエプロンとする。

(配布等)

第4条 木育インストラクターエプロンの配布を受けようとする者は、木育インストラクターエプロン配布申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該申請書の提出を省略することができる。

2 木育インストラクターエプロンの配布受け取りは、対象者1人につき1回までとする。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

大館市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

印

木育インストラクターエプロン配布申請書

大館市木育インストラクターエプロンの配布を受けたいので、大館市木育インストラクターエプロン配布要領第4条の規定により申請します。

記

1. 木育インストラクター認定証取得日 年 月 日

2. 添付書類

- (1)木育インストラクター認定証を取得したことを証する書類の写し
- (2)住所の記載のある公的書類等の写し
- (3)その他市長が必要と認めるもの